平成２３年（フ）第１１３０８号
東京都杉並区下井草３丁目17―15―203
債務者　荒木　邦守
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３１０号
東京都足立区舎人６丁目11―８―101
債務者　和田　一明
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３１７号
東京都豊島区千早１丁目17―19―１
債務者　阿部　勝雄
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３１９号
埼玉県越谷市増森１丁目85　憩いの里養護老人ホームすこやか
債務者　秋月喜久子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８７６６号
東京都中野区中央４丁目20―13―203
債務者　高橋　英児
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５１０号
東京都練馬区下石神井４丁目21―９―201
債務者　森永　孝昭
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６１２号
東京都練馬区田柄５丁目15―８―101
債務者　栗田　克幸
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２８０号
東京都練馬区三原台１丁目14―26―101
債務者　成田美智子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６号
栃木県那須塩原市三区町651番地８
債務者　中山久二男
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月13日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第７９号
青森県北津軽郡中泊町大字豊島字豊本13番地
債務者　工藤　和美
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前11時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１１１４５号
東京都東久留米市下里７丁目６―11―203
債務者　藁谷　晶恵（旧姓前久保）
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０９号
北海道帯広市東１条南15丁目11番地　フラワーハイツ２Ｆ５号
債務者　湊谷　真理
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３６２号
福岡市中央区六本松２丁目２番10号、前住所
福岡市中央区大手門２丁目１番10―802号
破産者　白水　龍典
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０３４号
京都府城陽市市辺南垣内108番地
破産者　東　　勝美
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２号
福岡県朝倉郡筑前町高田2281番地11、前住所
福岡市博多区博多駅前４丁目18番19号
破産者　深町　健治
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２８号
山形県寒河江市本町２丁目10番38号
破産者　齊藤　貴裕
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部